

# 補聴器外来設置等促進事業費補助金 募集要項

## 1 事業の目的

この補助金は、補聴器外来の設置等につながる研修に参加する医師や補聴器適合検査施設の届出を行うための検査機材の導入等を行う医療機関に対し、かかる経費を助成することにより、補聴器が必要な高齢者等が適切な補聴器を購入できる環境整備を図ることを目的とします。

## 2 補助対象となる経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げるとおりです。

### (1) 医師に対する研修会参加経費の助成

補聴器外来の設置等につながる研修への参加や補聴器医療の専門的技術を習得する医師に対し、必要な経費を助成します。

#### ① 補聴器適合判定医師研修会

期間：令和7年7月16日(水)～19日(土)

会場：国立障害者リハビリテーションセンター学院

#### ② 「補聴器相談医」委嘱のための講習会

期間：令和7年11月22日(土)～11月23日(日)

会場：パシフィコ横浜(日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会秋季大会)

※補聴器相談医講習会について、上記②への助成を基本としますが、予算の範囲内で地方部会等が開催する「委嘱のための講習会」も助成対象とします。「更新のための講習会」については対象となりません。

※旅費・宿泊費等は県の規定により助成します。助成予定額は次のとおりです。なお、地方部会等が開催する「委嘱のための講習会」の助成予定額は別途積算します。

①旅費等85,080円(埼玉県所沢市・3泊4日)、研修会費用13,200円

②旅費等58,320円(神奈川県横浜市・1泊2日)、講習費用10,000円

## (2) 医療機関に対する検査機材導入経費の助成

補聴器外来の設置に当たり、新たに補聴器適合検査施設の届出を行う医療機関に対し、施設基準を満たすための検査機材の導入又は更新を行う経費を助成します。

※既に施設基準に係る届出を行っている医療機関は助成対象となりません。

※新たに届出を行おうとする医療機関であれば既存の検査機材を更新する経費も対象となります。

◆補助対象経費の詳細は補助金交付要綱の別表も参照してください。

## 3 申請対象者

### (1) 医師に対する研修会参加経費の助成

県内の医療機関に勤務する医師

### (2) 医療機関に対する検査機材導入経費の助成

県内の耳鼻咽喉科を標榜する医療機関

## 4 補助金の補助率と上限額等

### (1) 医師に対する研修会参加経費の助成

補助率：10 分の 10

### (2) 医療機関に対する検査機材導入経費の助成

補助率：2 分の 1

上限額：100 万円

## 5 補助金交付申請等

### (1) 医師に対する研修会参加経費の助成を申請する場合

- ① 研修会開催日から起算して2週間前までに、県に対して事業計画書（様式第1号）を提出してください。県にて事業計画書を確認のうえ、研修開催日までに交付予定額の内示を行います。

◆事業計画書添付書類

補聴器適合判定医師研修会：不要

補聴器相談医講習会：受講予定の講義や実技講習がわかる資料の添付、又は事業計画書概要欄へ内容を記載

- ② 研修会終了後 1 か月以内、又は令和 8 年 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに県に対して交付申請書兼実績報告書（様式第 2 号）を提出してください。

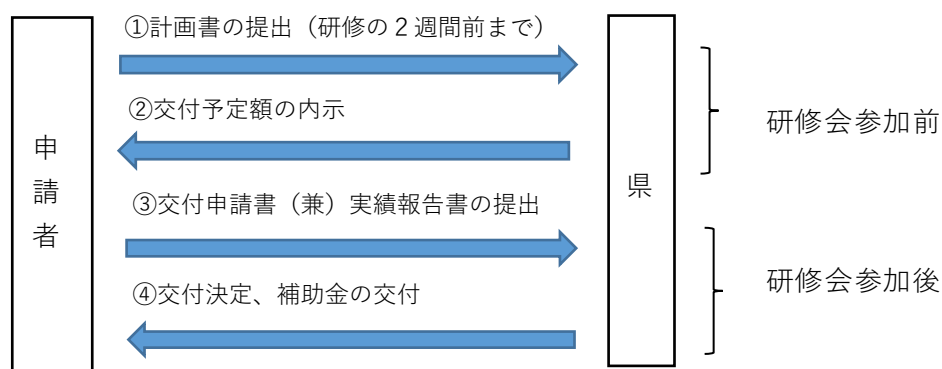
◆交付申請書兼実績報告書添付書類

補聴器適合判定医師研修会：補聴器適合判定医師研修会終了証書

補聴器相談医講習会：（ア）受講した講義や実技講習がわかる資料の添付、又は交付申請書兼実績報告書概要欄へ内容を記載

（イ）補聴器相談医の委嘱がなされたことを確認できる書類

※（イ）は、請求時は不要ですが、委嘱手続き終了後速やかに提出してください。



（2）医療機関に対する検査機材導入経費の助成を申請する場合

- ① 検査機材購入前に、県に対して交付申請書（様式第 3 号）を提出してください。  
県にて事業計画書を確認のうえ、交付決定を行います。

※交付決定前に検査機器を導入した場合は、補助対象とはなりませんのでご注意ください。

◆交付申請書添付書類

(ア) 補聴器外来設置等促進事業費補助金事業計画書（別紙１）

(イ) 補聴器適合判定医師研修会修了証書の写し

(ウ) 導入する検査機材が確認できるカタログ等の写し

(エ) 見積書の写し

(オ) 口座登録票

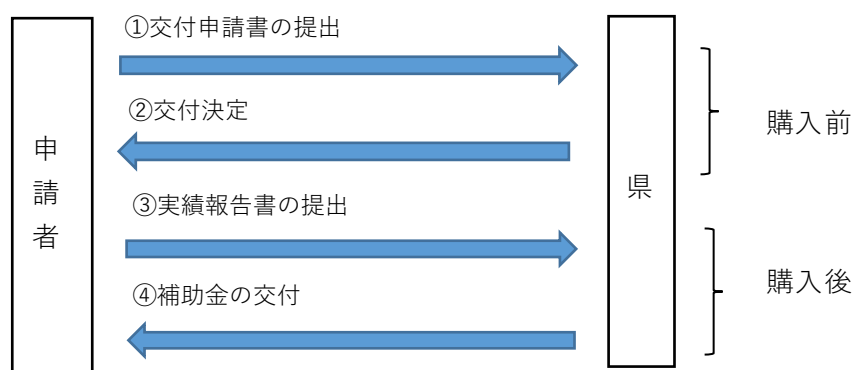
- ② 検査機材導入後、補聴器適合検査施設の届出を行った上で、機材導入後１か月以内、又は令和８年３月３１日のいずれか早い日までに県に対して実績報告書（様式第４号）を提出してください。

◆実績報告書添付書類

(ア) 補聴器外来設置等促進事業費補助金所要額精算書（別紙２）

(イ) 補聴器適合検査施設の施設基準にかかる届出の承認通知の写し

(ウ) 実施した事業にかかる請求書の写し及び領収書の写し



<交付申請書等提出方法>

(１) 電子メールの場合

welfare@pref.akita.lg.jp

※件名を「補聴器外来設置等促進事業費補助金について」としてください。

(２) 郵送の場合

〒010-8570 秋田市山王４丁目１－１

秋田県健康福祉部福祉政策課企画チーム宛

### ＜申請書を記載する上での注意事項＞

交付申請書や事業実施計画書に記載する金額は全て消費税及び地方消費税を除いて記載してください（消費税部分は補助対象となりません）。

## 6 審査

- （１）事業の内容（補助金の対象経費として適正であるか等）について審査を行い、予算の範囲内で採択を行います。審査の結果、採択されない場合もありますので、ご注意ください。
- （２）審査は書面により行います。申請内容に関する確認がある場合は、県の担当者から随時連絡させていただきます。
- （３）審査結果は、「交付決定通知」又は「不交付決定通知」により通知予定です。

## 7 ウェブサイトについて

申請書、実績報告書等関係書類は、県公式ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスし、関係書類を入手してください。

関係書類掲載先⇒<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/72274>

※トップページのサイト内検索で「72274」と入力してください。

## 8 問い合わせ先

秋田県健康福祉部福祉政策課企画チーム

電話 018-860-1313

FAX 018-860-3841

メール [welfare@pref.akita.lg.jp](mailto:welfare@pref.akita.lg.jp)